

難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書（案）

難聴はあらゆる世代に発生し、社会生活において様々な困難をもたらしている。難聴児の出生割合は、1000人中1～2人といわれており、乳幼児期や学齢期の子供の難聴を放置しておく、言葉やコミュニケーション能力の発達に遅れが生じるおそれがある。

また、成育途中や成人してからも、様々な疾病等により難聴となり、日常生活や社会生活等で支障が生じている人もいる。

さらに、高齢者の難聴発生率は、非常に高く、加齢に伴って発症する加齢性難聴は認知症やうつ病の発症につながり、要介護状態に至るリスクも高いといわれている。

コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持や、将来の医療費・介護費の増大リスクの軽減などの観点から、補聴器の普及など世代を超えた難聴対策を充実させていく必要があるが、補聴器は高額で、保険が適用されないため、購入者にとっては重い負担となっている。

国は、現在、補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しているものの、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合のみである。

よって、国におかれては、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月17日

様

和歌山県議会議長 岸本 健

（提出者）

尾崎 太郎

長坂 隆司

奥村 規子

多田 純一

玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣